

群馬県教職員互助会規約

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)	(平成 14 年 2 月 22 日一部改正)
(昭和 53 年 4 月 1 日一部改正)	(平成 16 年 4 月 1 日一部改正)
(昭和 55 年 3 月 28 日一部改正)	(平成 17 年 2 月 21 日一部改正)
(昭和 56 年 3 月 30 日一部改正)	(平成 18 年 3 月 7 日一部改正)
(昭和 58 年 3 月 24 日一部改正)	(平成 19 年 6 月 27 日一部改正)
(昭和 59 年 11 月 6 日一部改正)	(平成 20 年 2 月 21 日一部改正)
(昭和 62 年 3 月 19 日一部改正)	(平成 21 年 3 月 18 日一部改正)
(昭和 63 年 3 月 17 日一部改正)	(平成 24 年 3 月 16 日一部改正)
(平成 4 年 3 月 25 日一部改正)	(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 7 年 3 月 16 日一部改正)	(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 11 年 3 月 18 日一部改正)	(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この会は、会員の相互救済の事業を行い、会員及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 この会は、群馬県教職員互助会という。

(事務所)

第 3 条 この会の事務所は、前橋市大手町一丁目 1 番 1 号群馬県教育委員会事務局内に置く。

(事業)

第 4 条 この会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 入院見舞金の給付
- (2) 結婚祝金の給付
- (3) 出産祝金の給付
- (4) 出産見舞金の給付
- (5) 入学・卒業祝金の給付
- (6) 弔慰金の給付

- (7) 介護休暇見舞金の給付
- (8) 障がい児（者）見舞金の給付
- (9) 災害見舞金の給付
- (10) 退職慰労金の給付
- (11) 臨時の支出に対する貸付
- (12) 健康保持疾病予防に関する事業
- (13) その他この会の目的を達するために必要な事業

2 給付及び貸付の額、条件等は別に定める。

第2章 会員

（会員の資格）

第5条 この会の会員となることができる者は、県費負担職員である公立学校共済組合群馬支部組合員とする。

2 前項に規定する職員のほか次の各号に掲げる者は、会員となることができる。

- (1) 市立（組合立）高等学校の職員、市立中等教育学校の職員及び公立学校共済組合群馬支部の職員で、公立学校共済組合群馬支部の組合員
- (2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣された職員
- (3) 地方公務員法第52条の規定による職員団体に雇用される職員で健康保険法の被保険者
- (4) 群馬県教職員互助会の職員で健康保険法の被保険者
- (5) 前各号に準ずる者で理事長が特に認める職員

3 第1項及び2項に規定する職員のうち短時間勤務職員及びそれに準ずる者は除くものとする。

（会員の資格の取得）

第6条 この会に加入しようとする者は、加入申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項及び2項に規定する職員のうち短時間勤務職員及びそれに準ずる者は除くものとする。

（会員の資格の喪失）

第7条 この会を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出し、退会することができる。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、その翌日から会員としての資格を失う。

- (1) 死亡

(2) 第 5 条以外その他の職員への転出及び退職

(3) 退会

(4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職

3 この会を退会した者は、再び加入できないものとする。ただし、臨時的任用職員及び理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

（給付等の請求の期間）

第 8 条 会員として受けられる給付（遺族が受けるべき弔慰金の給付をも含む。）は、その原因である事実が発生した日から 2 年以内に請求しなければならない。

（給付の制限）

第 9 条 給付を受ける者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 故意に給付事由を生じさせたとき。

(2) 給付に関して虚偽又は不正の事実があったとき。

(3) 会員としての義務を怠ったとき。

(4) 貸付金の弁済を行わず、互助会に損害を与えたとき。

（権利の存続期間及び請求者）

第 10 条 給付又は貸付の請求は、その原因である事実が会員としての資格を有する期間内に生じたものに限り行うことができる。

2 前項の請求は、会員がこれをしなければならない。ただし、会員の死亡にかかる弔慰金の給付の請求は、その遺族がするものとする。

3 前項ただし書の請求権の順位は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 45 条及び第 46 条の例により、配偶者及び子、父母、孫、祖父母の順序とする。

（支払い未済に係る給付の受給者の特例）

第 11 条 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が受けるべき給付金があるときは、前条第 3 項に規定する給付を受けるべき遺族に支給する。

（給付金からの控除）

第 12 条 会員が会員の資格を喪失した場合において、その者又はその遺族若しくは相続人に支給すべき給付金があり、かつ、その者がこの会に対して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第13条 この会に次の役員を置き、理事長、副理事長及び常務理事は、それぞれ役職の右に掲げる者を充て、その他の役員については、それぞれ役職の右に掲げる者を理事長が任命する。

理事長	1名	群馬県教育委員会教育長
副理事長	4名	群馬県教育委員会事務局教育次長、市町村立小学校長、中学校長及び県立学校長の中から1名、群馬県教職員組合執行委員長並びに群馬県高等学校教職員組合執行委員長
常務理事	1名	群馬県教育委員会事務局福利課長
理事	10名	群馬県教育委員会事務局課長から2名、市町村立小学校長、中学校長及び県立学校長の中からそれぞれ1名、並びに会員の中から推薦された者4名並びにその他の会員の中から理事長が指名する者1名
監事	3名	群馬県教育委員会事務局課長から1名及び会員の中から推薦された者2名

(役員の職務)

第14条 理事長は、この会を代表し、会務を統轄するとともに、事業計画、予算並びに決算を調整し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、別に定める順位によりその職務を代理する。
- 3 常務理事は、この会の業務を掌理する。
- 4 理事長、副理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織し業務の執行に当たる。
- 5 監事は、業務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再選されることができる。
- 3 役員は、その任期が満了しても後任者が選出されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員の費用弁償)

第 16 条 役員は、すべて無給とする。ただし、その職務のために要した費用の弁償を受けることができる。

(評議員)

第 17 条 この会に評議員 31 名を置く。

- 2 評議員は、別に定める選出区分によって、会員の中から選出された者及び理事長が指名した者を任命する。
- 3 評議員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再選されることができる。
- 5 評議員は、他の選出区分に異動しても、その任期中は評議員の資格は失わない。
- 6 前条の規定は、評議員について準用する。

(職員)

第 18 条 この会に、事務長及び書記、その他職員若干名を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務長は、上司の命を受け、会の事務を処理する。
- 4 書記及びその他の職員は、事務長の命を受け会の事務に従事する。
- 5 職員の給与及び旅費の支給等については、別に定める。

第 4 章 機関

(機関の種類)

第 19 条 この会に、理事会及び評議員会を置く。

(理事会)

第 20 条 理事会は、会の業務の執行に必要な事項について審議する。

- 2 理事会は、理事長が招集し、議長は、理事の互選による。
- 3 理事長は、理事会を開催しようとするときは、会議開始前 3 日までに会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を示す文書で、理事に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。
- 4 理事は、やむを得ないときは、会員のうちから指定する代理者を出席させることができる。
- 5 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席（前項に規定する代理者を含む。）によって成立し、議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、常務理事は表決に加わることができない。

(理事長の専決処分)

第 21 条 評議員会において議決すべき事項で急施を要する場合には、理事長は、理事会の同意を得てこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した場合には、理事長は次の評議員会にこれを報告しなければならない。

(評議員会)

第 22 条 評議員会は、評議員をもって組織し、次に掲げる事項を決議するものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画並びに予算、決算に関すること。
- (3) 前各号のほか理事会が必要と認めた事項

2 評議員会に付議すべき事項は、理事会の審議を経なければならない。

第 23 条 評議員会は、毎年 1 回以上理事長が招集する。ただし、理事長は、評議員の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示して招集の要求があったときは、評議員会を招集しなければならない。

- 2 評議員会の議長は、会議のつど出席者の中から選出された者を理事長が指名する。
- 3 理事長は、評議員会を開催しようとするときは、会議開始前 7 日までに会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を示す文書で評議員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。
- 4 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、評議員会に準用する。

第 5 章 財務

(費用の負担、掛金)

第 24 条 この会の費用は、会員の掛金及び県の補助金その他の経費をもって充てる。

- 2 会員は、毎月給料月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）の 1,000 分の 5 に相当する金額（円未満は切り捨てる。）を納入しなければならない。ただし、会に申出をした育児休業期間中及び海外留学期間中は、この限りでない。
- 3 掛金算定の基礎となる給料月額は、毎月初日の額とする。ただし、月の途中で加入した場合は、加入した日をもって月の初日とみなす。

(会計年度)

第 25 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

(決算)

第 26 条 この会の収支決算は、毎会計年度終了後 3 か月以内に調整しなければならない。

(監査)

第 27 条 監事は、年 1 回以上会の業務及び会計を監査し、意見を付して理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第 6 章 雑則

(解散)

第 28 条 この会は、会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければ解散することができない。

(雑則)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、理事会の審議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 46 年 3 月 31 日から施行し、事業の開始は同年 4 月 1 日とする。
- 2 この会の設立当初における設立準備委員会の決定は、第 20 条及び第 22 条に規定する理事会及び評議員会の決定とみなす。
- 3 この会の発足と同時に加入する者及び発足の日の翌日以後に新規採用若しくは異動等により第 5 条の組合員となった者で、組合員となった日と同日をもって加入しようとする者は、第 6 条の規定にかかわらず、加入申込書の提出をもって会員の資格を取得するものとする。
- 4 前号以外の加入者で、前号の日から 1 か月以内にこの会に加入しなかった場合において、新たに加入したとき（再加入の場合も含む。）は、当該加入の日から 6 か月間第 4 条に規定する給付は行わない。ただし、理事長が給付することが適当であると認めたものについてはこの限りでない。
- 5 第 4 第 1 項第 8 号の事業の開始については別に定める。

附 則

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。